

# 令和2年第20回定例公安委員会会議録

開催日時 令和2年7月9日（木）午前11時15分～午後2時45分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時30分

### 2 出席者

公安委員会 小谷委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 津田警察本部長 川島警務部長 柴田首席監察官  
河本生活安全部長 長谷高刑事部長 保田交通部長  
谷村警備部長 本庄警察学校長 濱口情報通信部長  
細田警務部参事官

（事務局等～松本公安委員会補佐室長、中田補佐）

### 3 議題事項

### 4 報告事項

- 鳥取県議会6月定例会の結果（警務部）
- 迷惑防止条例一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施（生活安全部）
- 令和2年上半期における特殊詐欺の現状及び対策（生活安全部）
- タクシー強盗殺人事件情報提供要請街頭広報等の実施（刑事部）
- 特定抗争指定暴力団等の指定（刑事部）
- 運転免許更新業務の再開後の状況（交通部）
- 災害警備本部機能移転訓練の実施（警備部）

（1）鳥取県議会6月定例会の結果（警務部）

## 警察本部

6月定例会の会期は、6月9日から同月30日までであった。

議決については、令和2年度鳥取県一般会計補正予算等、3件が可決された。

代表質問は県議会自由民主党から行われ、鳥取市選出の中島規夫議員から、新型コロナウイルス感染症に関連して4点の質問があった。

まず、「警察職員等に対する感染対策」について質問があり、本部長は、「警察活動の機能維持に支障を来すことがないように、感染拡大防止への取組が重要と認識している。仮に、多数の職員の感染が確認された場合においても、警察の責務を果たすため、業務継続計画に基づき、県民の安全、安心を確保するための必要な警察活動が維持できるよう備えている。」旨を答弁した。このほか、「DV及び児童虐待の現状と対策」、「特殊詐欺発生の現状と対策」、「SNS被害等の現状と対策」等、新型コロナウイルス感染症に伴う各種犯罪の発生状況や、その対策等について質問があり、それぞれ、「現在のところ、コロナ禍に起因するような事案の発生は認知していないが、引き続き、県民の安全と安心感を醸成するための活動を推進していく。」旨を答弁した。

一般質問では、警察に対して4人の議員から質問があり、本部長が答弁した。

今回は、新型コロナウイルス感染症に伴う警察の体制維持や犯罪の発生状況とその対策に関するものなど、新型コロナウイルス感染症に関連する質問が中心であった。このほか、道路交通法の改正に伴い、いわゆる「あおり運転」が厳罰化されることに関し、本部長としての決意を問うものや、本年5月30日に岡山市内で発生した大同会幹部による拳銃使用の殺人未遂事件に関し、指定暴力団による抗争事件への対応に関する質問があった。

常任委員会では4件の報告を行った。6月10日の常任委員会では、組織犯罪対策課から、米子市に事務所を構える大同会やその傘下組織への対立組織による報復行為を防止するため、暴力団事務所の周辺及び通学路における警戒活動、住民や教育委員会などへの情報提供を行い、住民の安全と安心の確保に努めていること、暴力団対策法に基づく「事務所使用制限仮命令」を発出したことなどを口頭報告した。

## 委員

現在の情勢もあり、全体的に新型コロナウイルス感染症に関する質問が多かったと思うが、関連する犯罪が増加していないということで、その点については安心した。

今後も感染拡大が十分考えられる現状においては、警察活動の機能維持に支障を来すことがないように、引き続き感染防止対策を執っていただきたい。

(2) 迷惑防止条例一部改正(案)に関するパブリックコメントの実施(生活安全部)

## 警察本部

この度、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、通称、迷惑防止条例の一部改正を検討しており、県民の県政参加推進及び改正条例における公正の確保と透明性の向上に資するため、広く県民から意見を汲み取るべく、改正案に関するパブリックコメントを実施する。

実施期間は、本年7月20日から同年8月17日までを予定しており、実施に際しては、県警ホームページへの掲載、県庁、市町村の窓口での縦覧、新聞広告により周知を図り、郵便、電子メール等での意見募集を行う。

今回の主な改正点は3点ある。

1点目は、卑わい行為の規制拡大である。盗撮行為は、撮影機器の小型化、高性能化に伴い、悪質、巧妙化しており、この度の改正により、盗撮のために撮影機器を差し向けたり、あらかじめ撮影機器を仕掛けておく行為を規制するほか、公共の場所だけでなく住居を含む通常衣服を着けない場所での盗撮行為や、不特定又は多数の者が利用する集会所、学校等の公共の場に準ずる場所での盗撮行為も規制する。また、透視機能を有する撮影機器を用いた盗撮も規制対象とするなど、盗撮行為に関する規制強化を図る。

2点目は、反復した嫌がらせ行為の規制を新設する。これは、近隣トラブルなどを想定したもので、ストーカー規制法の対象とならない、つきまといなどの行為を規制する。ストーカー規制法では、恋愛感情等が満たされなかったことによる怨恨の感情を充足する目的での行為が前提となるが、近隣トラブル等はそのような感情に基づくものではない、いわゆる「嫌がらせ行為」であることから、新設し、規制するものである。

3点目は、罰則の引上げである。現行では、全ての行為が「50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」と罰則設定されているが、全国と比較すると最も低い水準であることから、のぞき、盗撮の卑わい行為では、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」、その他の卑わい行為では、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」へ引き上げ、全国水準と同様にする。また、のぞき、盗撮に関する常習違反では、地方自治法で定められている条例罰則の上限である「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」とし、その他の卑わい行為の常習違反は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」とする。併せて、執拗な客引き行為については法人業務による構図も想定されるため、行為者のみならず、法人や責任者等にも罰則適用可能な両罰規定を盛り込む。

今後、パブリックコメントを実施した後、本年9月の議会付議を経て、来年度の施行を予定している。

#### 委員

来年度の施行に向け、様々な手続があり時間を要すると思うが、引き続き、よろしく願います。

#### 委員

パブリックコメントの結果についても報告していただきたい。

### (3) 令和2年上半期における特殊詐欺の現状及び対策（生活安全部）

#### 警察本部

本年上半期における県内の特殊詐欺被害の状況について、6月末現在では認知件数13件、被害額約4,441万円であり、昨年同期と比較すると、認知件数は7件、被害額は約3,937万円増加している。被害額が大幅に増加した理由については、約3,000万円の架空料金請求詐欺の被害が発生したことが一因に挙げられる。

本年の特殊詐欺被害の特徴については、架空料金請求詐欺の割合が高いことが挙げられ、全体の約70パーセントを占めている。また、手交型の割合が低く、昨年は23件中8件が手交型であったのに対し、本年は1件である。さらに、被害者を年齢別にみると、全て50歳代以上であり、10代から40代の被害者が一人もいない。

水際阻止については、上半期は16件の水際阻止事案があり、阻止額は278万円であった。内訳は、コンビニでの声掛けが12件、金融機関での声掛けが2件、家族や警察官によるものが2件であった。コンビニでの阻止事案は、いずれも電子マネーを購入する際に阻止していただいたものであるが、犯人側も店員の声掛けによる水際阻止から逃れるため、1回当たりの購入金額を低く設定するケースもある。引き続き、各店舗に対し、少額購入者であってもチェックシートを活用した声掛けを行っていただくよう、継続して依頼を行う。

上半期の抑止対策については、当初は高齢者講習や巡回連絡等の機会を利用して被害防止指導を実施していたが、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が発令された後は、非対面、非接触での活動を余儀なくされ、各種メディアや防災無線等の広報媒体を活用した活動を中心に取り組んだ。また、全国的には定額給付金に絡む特殊詐欺事案が発生したことから、同種事案を防ぐべく、ホームページ、ケーブルテレビ、広報紙、パトロールカード等を活用し、重点的に広報を実施した。

下半期も電子マネーを利用した架空料金請求詐欺が発生することが予想されることから、改めて県下の電子マネー取扱店に対し、少額購入者であってもチェックシートを活用し、一歩踏み込んだ声掛けをしていただくよう、引き続き依頼していきたい。また、手交型の特殊詐欺発生に備え、先制的にタクシー協会等と連携した協力体制を構築することにより、早期に兆候をつかみ、タイムリーな被害防止広報に役立てたい。

#### 委員

県内で、定額給付金に関連する特殊詐欺の発生はあるか。

#### 警察本部

現時点では認知していない。

**委員**

コンビニや金融機関の方など、水際阻止に協力していただき、有り難いと感じる。警察としても、いろいろと被害防止対策を実施されているが、引き続き、よろしく願います。

**委員**

被害状況を分析し、状況に応じて対応されていると思う。特殊詐欺のことを知っていても、自分は被害に遭わないと考えている人もいる。身近なことだと捉えることができるよう、具体例を紹介するなど、様々な方法で注意喚起を継続することが大切だと思う。

(4) タクシー強盗殺人事件情報提供要請街頭広報等の実施（刑事部）

**警察本部**

平成21年7月17日、鳥取市立川町6丁目地内において発生したタクシー強盗殺人事件は現在も未解決である。県警察では、事件解決に向け、発生日に合わせた本年7月17日に情報提供を呼び掛ける街頭広報を実施する。

例年、街頭広報では広報用ティッシュを配布しているが、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と接触する機会が生じない形での広報を実施する。

街頭広報は、鳥取警察署において本部長以下で出陣式を行った後、鳥取市内においてパトカーによるマイク広報を実施するとともに、JR鳥取駅及びマルイ国府店の利用者等に対して、拡声器を用いるなどして事件に関する情報提供を呼び掛ける。また、広報用ポスターについては、既に掲示しているものは新しいものに貼り替えるなど、事件を風化させないようにするとともに、新たな設置場所を開拓するなどして、広く県民に対して情報提供を求める。そのほか、新たな試みとして、情報提供を求める動画を作成し、YouTubeに掲載するとともに、県警察ホームページのトップページ及びフェイスブックのトップページを本件に関するものとし、視覚的に情報提供を訴える。また、当日の街頭広報に併せ、事前にマスコミに対しても資料提供を行う。

**委員**

他県では、事件発生から年数が経過しても犯人を逮捕した例などが報道されているので、事件解決に向け、粘り強く捜査していただきたい。

(5) 特定抗争指定暴力団等の指定（刑事部）

## 警察本部

本年7月7日、鳥取県公安委員会は、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争を封圧するため、米子市を警戒区域に定め、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定した。指定期間は3か月間であるが、指定の必要があると認めるときは、3か月以内の期間を定めて延長することができる。

指定に伴い、警戒区域内にある事務所の出入口の見やすい場所に標章を貼り付けることとされており、同日、県警察において実施している。

指定に係る禁止行為は、事務所を新たに設置すること、対立抗争に係る他の指定暴力団員につきまとうこと、対立指定暴力団員の居宅若しくは事務所付近をうろつくことなどである。

県警察では、警戒区域となる米子市の安全、安心を確保するため、米子市長等に対し、暴力団排除活動への協力の働き掛けなどを行い、今後、関係機関・団体、事業者、市民と一体となった取組を積極的に推進していく。

6月19日には、米子警察署長が米子市長に対し、特定抗争指定暴力団等の指定に関する内容、効果等を事前に説明させていただいた。また、指定当日には警察本部長が米子市長を訪問し、各種事業や取引からの暴力団排除や、市民等と一体となった取組の推進について働き掛けを行った。そのほか、鳥取県西部総合事務所長に対しても、同事務所の一部の行政機関等で構成される暴力団排除組織の活動促進について働き掛けを行った。

県警察では、引き続き警戒活動と暴力団犯罪の取締りを徹底するとともに、社会と一体となった暴力団排除活動を推進し、住民の安全・安心の確保と暴力団の弱体化・壊滅に努める。

## 委員

県民の安全、安心のため、積極的な活動を行っていると思う。引き続き、平穏な生活を確保するため、よろしく願います。

## 委員

県民の多くは暴力団と関わることがない。しかし、今回の一件で、暴力団は案外身近なものだと思い、不安を感じる人もいると思う。やはり、県民は警察の力を頼りにしている。このような場合こそ、「頼りになる警察」として職務に当たっていただきたい。

## (6) 運転免許更新業務の再開後の状況（交通部）

## 警察本部

本年4月16日に新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が発令されたことを受け、同月19日から県内全ての免許センターにおいて、運転免許の更新

業務を停止したが、5月14日、緊急事態宣言が鳥取県を含む39県で解除されることが決定されたため、同月18日から運転免許の更新業務を再開した。

業務の再開に当たり、1階受付ロビーの待ち位置を床にテープで表示する、講習室の席を減らすなど、3つの密を避ける対策を講じた。再開直後は多数の更新申請者が来庁し、受付制限を行うことも予想されたが、実際は、去年同期より3割前後増加したものの、受付制限を実施した事例はなかった。また、本年3月13日から運転免許証の有効期限を3か月延長する措置を執っており、6月末現在、同措置を執った方のうち、約3割が運転免許証の更新を終了している。

なお、この措置は、運転免許証の有効期限の末日が本年7月31日までの方が対象であったが、現在は、本年9月30日までの者に対象を拡大している。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、円滑に業務が行えるよう努める。

#### 委員

検温は実施しているか。

#### 警察本部

マスク着用の依頼は行っているが、検温は実施していない。

#### 委員

例年より運転免許更新の件数が多いが、遅滞等なく業務を進めているようなので、引き続き、よろしく願います。

### (7) 災害警備本部機能移転訓練の実施（警備部）

#### 警察本部

本年6月26日、機動隊庁舎において、災害警備本部機能移転訓練を実施した。

これは、大規模災害の発生により警察本部庁舎が使用不能になった場合を想定し、警察機能の確保に向けた危機管理意識の醸成と代替施設への各種資機材の設置要領習得による緊急事態対処能力の向上を目的としている。

訓練は、大雨洪水特別警報が発表され、鳥取市東部を中心に広範囲な浸水被害が発生、警察本部庁舎も数時間後には電源制御室の水没により庁舎全ての電源喪失が予想されることから、機動隊庁舎に災害警備本部機能を移転する想定とし、災害警備本部の移転・設営、応急通信回線の構築、情報管理システムの設置を行った。

訓練を実施した結果、警備本部の設置要領について、実際に設置作業を担うことが想定される職員に周知することができた。また、作業の優先順位や対応方針を早期に判断すること、的確な指揮の重要性について再認識し、既存マニュアルの見直しの必要性を感じた。今回の訓練で出た反省点は今後改善し、業務に生か

していく。

#### 委員

以前、この訓練の視察を行ったが、機器や配線も多いなか、迅速に構築されていた。特に機器類は、配線を1本間違えると作動しないため、いかに正確に構築するかが大切だと思うが、よく訓練をされていると感じた。

#### 委員

実際の訓練を通して分かることや感じるがあると思う。訓練は必要だと思うので、継続していただきたい。

## 5 その他

○熊本豪雨に伴う航空隊の災害警備派遣（生活安全部）

○公安委員会委員長の互選結果

（1）熊本豪雨に伴う航空隊の災害警備派遣（生活安全部）

#### 警察本部

熊本県豪雨災害に伴う援助要求があり、7月5日から航空隊を派遣した。当県航空隊は、熊本空港に到着後、熊本県人吉市から八代市にかけて球磨川を中心に上空からの捜索活動を実施し、本日帰県予定である。

#### 委員

派遣について報告を受けている。派遣された職員は、しっかりと任務に当たられたと思う。災害はいつ発生するか分からないので、今後も有事に備えていただきたい。

（2）公安委員会委員長の互選結果

#### 委員

次期公安委員会委員長は、互選の結果、衣笠委員に決定した。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取



運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

## 2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

## 3 事前説明

迷惑防止条例一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施

## 4 報告事項

- ・ 審査請求関係
- ・ 安全運転管理者講習の実施

## 5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

## 6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。